

改正 平成一四年 三月二九日条例第二九号

埼玉県計量法関係手数料条例をここに公布する。

埼玉県計量法関係手数料条例

（手数料の納付）

第一条 計量法（平成四年法律第五十一号。以下「法」という。）及び計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号。第三条第一項第十二号及び第十三号において「施行令」という。）の規定により検定、検査等を受けようとする者又は登録簿の謄本の交付若しくは閲覧を請求しようとする者は、この条例の定めるところにより手数料を納付しなければならない。ただし、法第十条第二項に規定する特定市町村が、法第百二条第一項の規定に基づく基準器検査（第三条第一項第五号において「基準器検査」という。）を受ける場合は、この限りでない。

一部改正〔平成一四年条例二九号〕

（指定定期検査機関等への納付）

第二条 前条の規定により手数料を納付すべき者のうち、法第二十条第一項に規定する指定定期検査機関（以下この条において「指定定期検査機関」という。）が行う法第十九条第一項の規定に基づく定期検査（以下この項及び次条において「定期検査」という。）を受けようとする者は、当該定期検査に係る手数料を当該指定定期検査機関に納付しなければならない。

2 前条の規定により手数料を納付すべき者のうち、法第百十七条第一項に規定する指定計量証明検査機関（以下この条において「指定計量証明検査機関」という。）が行う法第百十六条第一項の規定に基づく計量証明検査（以下この項及び次条において「計量証明検査」という。）を受けようとする者は、当該計量証明検査に係る手数料を当該指定計量証明検査機関に納付しなければならない。

3 前二項の規定により指定定期検査機関又は指定計量証明検査機関に納付された手数料は、当該指定定期検査機関又は指定計量証明検査機関の収入とする。

追加〔平成一四年条例二九号〕

（手数料の額）

第三条 手数料の額は、次の各号に定めるとおりとする。

一 法第十六条第一項第二号イの規定に基づく検定	別表第一の上欄に掲げる特定計量器の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める金額
二 法第十六条第三項の規定に基づく装置検査	一個につき 七百三十円
三 定期検査	別表第二の上欄に掲げる特定計量器の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める金額
四 法第九十一条第二項の規定に基づく指定製造事業者の指定に係る検査	一件につき 四十三万三千五百円
五 基準器検査	別表第三の上欄に掲げる基準器の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める金額
六 法第百七条の規定に基づく計量証明の事業の登録	一件につき 五万四千円
七 法第百十五条の規定に基づく計量証明の事業の登録証の訂正又は再交付	一件につき 千八百五十円
八 法第百十五条の規定に基づく計量証	一枚につき 八百四十円

明の事業の登録簿の謄本の交付	
九 法第一百五十五条の規定に基づく計量証明の事業の登録簿の閲覧	一回につき 三百八十円
十 計量証明検査	別表第二の上欄に掲げる特定計量器の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める金額
十一 法第二百二十七条第三項の規定に基づく適正計量管理事業所の指定に係る検査	一件につき 七千七百円
十二 施行令第四十一条第一項の規定に基づく特殊容器製造事業者の指定	一件につき 十六万六千九百円
十三 施行令第四十一条第二項の規定に基づく適正計量管理事業所の指定	一件につき 二千七百円

2 ひょう量が二トンを超える非自動はかりの所在の場所において、知事が検査用具を運搬して行う定期検査又は計量証明検査を受ける場合の手数料の額は、前項第三号又は第十号に定める手数料の額に、別表第四の上欄に掲げる非自動はかりのひょう量に対応する同表の下欄に定める読替ひょう量一トン当たり千円として計算して得た額を加算した額とする。この場合において、これらの検査を受ける非自動はかりのひょう量が三十三トンを超えるときは、その超える質量に相当する検査用具の運搬はこれらの検査を受ける者が行うものとする。

一部改正〔平成一四年条例二九号〕

（手数料の減免）

第四条 知事は、災害その他の理由により手数料を納付させることが適当でない認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

一部改正〔平成一四年条例二九号〕

（手数料の還付）

第五条 既に納めた手数料は、還付しない。ただし、知事が正当な理由があると認めるときは、この限りでない。

一部改正〔平成一四年条例二九号〕

（過料）

第六条 詐欺その他不正の行為により、手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料に処する。

一部改正〔平成一四年条例二九号〕

（委任）

第七条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成一四年条例二九号〕

附 則

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十四年三月二十九日条例第二十九号）

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

別表第一（第三条関係）

特定計量器	一個についての金額
一 タクシーメーター	五百九十円
二 質量計	
イ 非自動はかり	
(1) 検出部が電気式のもの又は光電式のものであって、 ひょう量が一トン以下のもの	
(一) ひょう量が三十キログラム以下のもの	千百円
(二) ひょう量が三十キログラムを超え百キログラム 以下のもの	千三百円
(三) ひょう量が百キログラムを超え二百五十キログ ラム以下のもの	千七百円
(四) ひょう量が二百五十キログラムを超え五百キロ グラム以下のもの	二千百五十円
(五) ひょう量が五百キログラムを超えるもの	二千四百五十円
(2) 棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのう ち直線目盛のみがあるもの	
(一) ひょう量が十キログラム以下のもの	百二十円
(二) ひょう量が十キログラムを超えるもの	二百二十円
(3) (1)又は(2)に掲げるもの以外のもの	
(一) ひょう量が五キログラム以下のもの	百九十円
(二) ひょう量が五キログラムを超え二十キログラム 以下のもの	二百二十円
(三) ひょう量が二十キログラムを超え五十キログラ ム以下のもの	二百六十円
(四) ひょう量が五十キログラムを超え百キログラム 以下のもの	三百五十円
(五) ひょう量が百キログラムを超え二百五十キログ ラム以下のもの	五百四十円
(六) ひょう量が二百五十キログラムを超え五百キロ グラム以下のもの	九百三十円
(七) ひょう量が五百キログラムを超え一トン以下の もの	千六百元
(八) ひょうが一トンを超え二トン以下のもの	二千五百五十円
(九) ひょう量が二トンを超え五トン以下のもの	六千四百円
(十) ひょう量が五トンを超え十トン以下のもの	八千円
(十一) ひょう量が十トンを超え二十トン以下のもの	一万千九百円
(十二) ひょう量が二十トンを超え三十トン以下のも の	一万四千七百元
(十三) ひょう量が三十トンを超え四十トン以下のも の	一万九千五百円
(十四) ひょう量が四十トンを超え五十トン以下のも の	二万二千元
(十五) ひょう量が五十トンをを超えるもの	三万九千二百円
ロ 分銅	
(1) 表す質量が二百グラム以下のもの	三十円
(2) 表す質量が二百グラムを超えるもの	二百五十円
ハ 定量おもり又は定量増おもり(以下「おもり」という。)	

(1) 質量が五キログラム以下のもの	三十円
(2) 質量が五キログラムを超え二十キログラム以下のもの	百二十円
(3) 質量が二十キログラムを超えるもの	三百十円
三 温度計	
イ ガラス製温度計（口に掲げるものを除く。）	
(1) 計ることができる温度が零下五度以上百五度以下のもの	七十円
(2) 計ることができる温度が零下五度以上二百度以下のもの	百二十円
(3) 計ることができる温度が零下三十度以上百五度以下のもの	百七十円
(4) 計ることができる温度が零下三十度以上二百度以下のもの	百九十円
ロ ガラス製体温計	十円
ハ 抵抗体温計	百二十円
四 皮革面積計	二千八百円
五 体積計	
イ 水道メーター	
(1) 口径が二十五ミリメートル以下のもの	百円
(2) 口径が二十五ミリメートルを超え四十ミリメートル以下のもの	百九十円
(3) 口径が四十ミリメートルを超え百ミリメートル以下のもの	千二百五十円
(4) 口径が百ミリメートルを超えるもの	千七百五十円
ロ 温水メーター	二百十円
ハ 燃料油メーター	
(1) 使用最大流量が一リットル毎分以下のもの	六百四十円
(2) 表示機構の最大指示量が五十リットル以下のもの （（1）に掲げるものを除く。）	千七百円
(3) 自動車等給油メーター又は口径二十五ミリメートル以下の車載燃料油メーター	二千百円
(4) （1）から（3）までに掲げるもの以外のもの	三千五百五十円
ニ 液化石油ガスメーター	六千六百元
ホ ガスメーター	
(1) 使用最大流量が十六立方メートル毎時以下のもの	百二十円
(2) 使用最大流量が十六立方メートル毎時を超え六十五立方メートル毎時以下のもの	二百四十円
(3) 使用最大流量が六十五立方メートル毎時を超え百六十立方メートル毎時以下のもの	六百二十円
(4) 使用最大流量が百六十立方メートル毎時を超え四百立方メートル毎時以下のもの	千円
(5) 使用最大流量が四百立方メートル毎時を超え千立方メートル毎時以下のもの	二千四百円
(6) 使用最大流量が千立方メートル毎時を超えるもの	五千六百元
ヘ 量器用尺付タンク	
(1) 全量が二千リットル以下のもの	二千三百円
(2) 全量が二千リットルを超えるもの	四千二百五十円
六 密度浮ひょう	

イ 耐圧密度浮ひょう以外のものであって六百五十キログラム毎立方メートル未満の密度を表す目盛標識があるもの又は耐圧密度浮ひょう	千百五十円
ロ イに掲げるもの以外のもの	九十円
七 アネロイド型圧力計	
イ アネロイド型圧力計（ロに掲げるものを除く。）	
（１）計ることができる最大の圧力が五十メガパスカル以下のもの	百円
（２）計ることができる最大の圧力が五十メガパスカルを超え百メガパスカル以下のもの	五百円
（３）計ることができる最大の圧力が百メガパスカルを超えるもの	千円
ロ アネロイド型血圧計	百六十円
八 熱量計（積算熱量計に限る。）	千三百円
九 濃度計（酒精度浮ひょうに限る。）	九十円
十 浮ひょう型比重計	
イ 比重浮ひょうのうち、〇・六五未満の比重を表す目盛標識があるもの	千百五十円
ロ イに掲げるもの以外のもの	九十円
備考 第二号イに掲げる非自動はかりであって、最小の目量（隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。以下同じ。）又は表記された感量（質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。以下同じ。）がひょう量の一万分の一未満のものについては、同号イ（１）から（３）までに掲げる金額の二倍の額とする。	

一部改正〔平成一四年条例二九号〕

別表第二（第三条関係）

特定計量器	一個についての金額
一 非自動はかり	
イ 検出部が電気式のもの又は光電式のものであって、ひょう量が一トン以下のもの	
(1) ひょう量が百キログラム以下のもの	千五百円
(2) ひょう量が百キログラムを超え二百五十キログラム以下のもの	千九百円
(3) ひょう量が二百五十キログラムを超え五百キログラム以下のもの	二千三百円
(4) ひょう量が五百キログラムを超えるもの	三千二百円
ロ 棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの	三百円
ハ イ又は口に掲げるもの以外のもの	
(1) ひょう量が百キログラム以下のもの	六百円
(2) ひょう量が百キログラムを超え二百五十キログラム以下のもの	千円
(3) ひょう量が二百五十キログラムを超え五百キログラム以下のもの	千六百元
(4) ひょう量が五百キログラムを超え一トン以下のもの	二千二百円
(5) ひょう量が一トンを超え二トン以下のもの	三千九百円
(6) ひょう量が二トンを超え五トン以下のもの	七千三百円
(7) ひょう量が五トンを超え十トン以下のもの	一万千六百元
(8) ひょう量が十トンを超え二十トン以下のもの	一万五千九百円
(9) ひょう量が二十トンを超え三十トン以下のもの	二万五百円
(10) ひょう量が三十トンを超え四十トン以下のもの	二万三千円
(11) ひょう量が四十トンを超え五十トン以下のもの	三万二千百円
(12) ひょう量が五十トンを超えるもの	五万四千二百円
二 分銅又はおもり	十円
三 皮革面積計	二千七百円
備考 第一号に掲げる非自動はかりであって、最小の目量又は表記された感量がひょう量の一万分の一未満のものについては、同号イから八までに掲げる金額の二倍の額とする。	

一部改正〔平成一四年条例二九号〕

別表第三（第三条関係）

基準器	一個についての金額
一 長さ基準器(タクシメーター装置検査用基準器に限る。)	一万三千五百円
二 質量基準器	
イ 基準台手動はかり	
(1) ひょう量が一キログラム以下のもの	三千四百五十円
(2) ひょう量が一キログラムを超え十キログラム以下のもの	五千五百円
(3) ひょう量が十キログラムを超え五十キログラム以下のもの	八千円
(4) ひょう量が五十キログラムを超え二百キログラム以下のもの	一万八千円
(5) ひょう量が二百キログラムを超え五百キログラム以下のもの	一万四千二百円
(6) ひょう量が五百キログラムを超えるもの	一万四千二百円に、五百キログラムまでを増すごとに六千九百円を加えた額
ロ 基準分銅	
(1) 一級である旨の表記のあるもの	
(一) 表す質量が二百グラム以下のもの	三千三百円
(二) 表す質量が二百グラムを超えるもの	八千三百円
(2) 二級である旨の表記のあるもの	
(一) 表す質量が五キログラム以下のもの	七百円
(二) 表す質量が五キログラムを超え五十キログラム以下のもの	七百八十円
(三) 表す質量が五十キログラムを超えるもの	九千円
(3) 三級である旨の表記のあるもの	
(一) 表す質量が五キログラム以下のもの	五百四十円
(二) 表す質量が五キログラムを超え五十キログラム以下のもの	七百円
(三) 表す質量が五十キログラムを超えるもの	七千二百円
三 面積基準器	四千三百円
四 体積基準器	
イ 基準積算体積計(計量室における一周期の計量作用により計ることができるガスの体積が二十リットル以下の基準湿式ガスメーターに限る。)	一万八千四百円
ロ 基準タンク	
(1) 全量が〇・二五立方メートル以下のもの	一万三千八百円
(2) 全量が〇・二五立方メートルを超え一立方メートル未満のもの	三万四千六百円
備考	
一 第四号口に掲げる基準タンクであって、二以上のゲージグラスを有するものについては、ゲージグラスが一増すごとに、同号口に掲げる金額の五割の額を加算するものとする。	
二 第四号口に掲げる基準タンクであって、油用のものについて使用中の油により検査を行うときについては、同号口に掲げる金額の二倍の額とする。	

一部改正〔平成一四年条例二九号〕

別表第四（第三条関係）

非自動はかりのひょう量	読替ひょう量
二トンを超え四トン以下	三トン
四トンを超え五トン以下	四トン
五トンを超え六トン以下	五トン
六トンを超え八トン以下	六トン
八トンを超え九トン以下	七トン
九トンを超え十三トン以下	八トン
十三トンを超え十五トン以下	九トン
十五トンを超え十六トン以下	十トン
十六トンを超え十八トン以下	十一トン
十八トンを超え二十トン以下	十二トン
二十トンを超え二十一トン以下	十三トン
二十一トンを超え二十三トン以下	十四トン
二十三トンを超え二十五トン以下	十五トン
二十五トンを超え二十六トン以下	十六トン
二十六トンを超え二十八トン以下	十七トン
二十八トンを超え三十トン以下	十八トン
三十トンを超え三十一トン以下	十九トン
三十一トン超	二十トン

一部改正〔平成一四年条例二九号〕